

橋本市告示第 69 号

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱(令和元年橋本市告示第69号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太字の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のある区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)及び<u>平成22年から令和2年までの人口減少率が10%以上の市町村</u>を除いた区域をいう。 (3)～(6) 略 (交付対象者) 第3条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の第1号の要件及び第2号から<u>第5号</u>までのいずれかの要件並びに<u>第6号</u>の要件(次条第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア・イ 略 ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア)・(イ) 略	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のある区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)を除いた区域をいう。 (3)～(6) 略 (交付対象者) 第3条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の第1号の要件及び第2号から<u>第4号</u>までのいずれかの要件並びに<u>第5号</u>の要件(次条第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア・イ 略 ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア)・(イ) 略

(ウ) 日本人であること若しくは外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) 申請者を含む世帯員がいずれも過去10年以内に和歌山県移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたことがないこと又は申請中でないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

(オ) 略

(2) 略

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 略

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない。)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 略

(4) 関係人口に関する要件 市又は市の地域の人々と特段の関わりを有する者のうち、次に掲げるア、イ及びウからカまでのいずれかに該当すること。

ア 移住する1月前までに、市の移住コンシェルジュ(移住相談の窓口業務を行う職員として市が設置する者をいう。)から過去3年以内に移住相談(オンライン若しくは市役所内での移住相談又は市が開催若しくは出展した移住フェア若しくは相談会をいう。)を受けたことがあること。

イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 申請者が本市へ転入した日の属する年度の前年度

(ウ) 日本人であること若しくは外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) 申請者を含む世帯員がいずれも和歌山県移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたことがないこと又は申請中でないこと。

(オ) 略

(2) 略

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 略

イ 略

までに本市に対してふるさと納税をしたことがあること。

(イ) 市が主催する就職相談会に参加し、参加証明書の発行を受けていること。

(ウ) 移住する1月前までに市内で生産された柿をインターネット販売で購入し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス又はインターネット上での口コミで「この世界を柿色に染めたい」と投稿したことがあること。

ウ 申請時において、市の認定新規就農者若しくは認定農業者又はそれらの見込の者であること。

エ 申請時において、林業事業体(林業労働者を雇用する森林組合、林業会社その他林業を経営する団体又は個人をいう。)で就業していること。ただし、就業する林業事業体が、就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

オ 市の就職情報サイト「橋本で働こう!」に掲載している法人で就業しており、かつ、次に掲げる事項の全てに該当していること。

(ア) 勤務地が市内であること。

(イ) 移住支援金の申請時において、就職後3月以上であること。

(ウ) 官公庁等(独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、出資し、又は出捐している主体を含む。)への就業ではないこと。

(エ) 求人への応募日が、イ(イ)就職相談会等参加証明書の発行日以降であること。

(オ) 就業先の法人等が就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(カ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業して

いること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ク) 就業先の法人等に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ケ) 当該就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業者でないこと。

カ タクシー及びバス事業者に運転手として就業しており、かつ、次に掲げる事項の全てに該当していること。

(ア) 勤務地が市内を含むこと。

(イ) 就業先が、雇用保険の適用事業所であること。

(ウ) 就業先が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) オ(イ)、(ウ)及び(オ)から(ク)までに掲げる事項

(5)・(6) 略

(交付の申請)

第5条 申請者は、橋本市移住支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)、本人確認書類その他次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第1号ア又は第3号ア若しくはイに掲げる書類のいずれか2以上に該当するものを提出した場合は、それぞれの書類の提出があったものとみなす。

(1) 移住に関する書類として次に掲げる書類

ア・イ 略

ウ 次に掲げる場合に依じて、それぞれ次に定める書類

(ア) 申請者が、東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者である場合 移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類(開業届出済証明書等)

(イ) 申請者が、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業

(4)・(5) 略

(交付の申請)

第5条 申請者は、橋本市移住支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)、本人確認書類その他次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第1号ア又は第3号ア若しくはイに掲げる書類のいずれか2以上に該当するものを提出した場合は、それぞれの書類の提出があったものとみなす。

(1) 移住に関する書類として次に掲げる書類

ア・イ 略

等へ就職した者である場合 在学期間や卒業校を確認できる書類(卒業証明書等)

(2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類

区分	必要書類
第3条第1項第2号に該当する場合	移住支援事業に係る就業証明書(様式第2号)
第3条第1項第3号に該当する場合	1 移住支援事業に係る就業証明書(様式第2号の2) 2 就業時間の証明書(様式2号の3)
第3条第1項第4号に該当する場合	1 次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる書類 (1) 第3条第1項第4号イ(ア)に該当する場合 ふるさと納税寄付金受領証明書の写し (2) 第3条第1項第4号イ(イ)に該当する場合 就職相談会の参加証明書 (3) 第3条第1項第4号イ(ウ)に該当する場合 橋本市の柿をインターネット販売で購入したことがわかる書類及び「この世界を柿色に染めたい」と口コミ等したことがわかる書類(インターネットサイトのスクリーンショット等) 2 次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる書類 (1) 第3条第1項第4号ウに該当する場合 次に掲げる書類 ア 青年等就農計画認定書の写し又は市担当課の收受印が押印された青年等就農計画認定申請書の写し イ 農業経営改善計画認定書の写し又は市担当課の收受印が押印され

(2) 和歌山県移住支援事業に係る就業証明書(様式第2号又は様式第2号の2)又は起業支援金の交付決定通知書の写し

	た農業経営改善計画認定申請書の 写し (2) 第3条第1項第4号エ、オ又はカに 該当する場合 移住支援事業に係る 就業証明書(様式2号の4)	
第3条第1項第5号 に該当する場合	起業支援金の交付決定通知書の写し	
(3)～(6) 略 2 略		(3)～(6) 略 2 略

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

橋本市移住支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

【橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱】第 5 条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	(署名又は記名押印)	年 月 日	
住所	〒 橋本市	電話 番号	

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1 の申請者は含まない)	人
移住支援金 の種類		就業		起業		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙 1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2「和歌山県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、橋本市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 橋本市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
世帯内で過去に移住支援金の交付を受けた者又は申請中の者の有無※ただし過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった場合は除く		A. 無		B. 有

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への在勤履歴

※遡って 10 年間のうち、5 年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

7 （関係人口による移住者のみ記載）該当する欄に○を付けてください

必須	移住する 1 月前までに、市の移住コンシェルジュと過去 3 年以内に移住相談を受けたことがある	
いずれかに該当	本市へ転入した日の属する年度の前年度までに本市に対してふるさと納税をしたことがある	
	市が主催する就職相談会に参加し、参加証明書の発行を受けている	
	移住する 1 月前までに市内で生産された柿をインターネット販売で購入し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス又はインターネット上での口コミで「この世界を柿色に染めたい」と投稿したことがある	
いずれかに該当	農林業に就業している	
	市の就職情報サイト「橋本で働こう!」に掲載している法人で就業している	
	タクシー及びバス事業者に運転手として就業している	

管理コード（和歌山県及び橋本市使用欄）	
---------------------	--

様式第2号の2を次のように改める。

年 月 日

(あて先) 橋本市長

所在地:

事業者名: 印

代表者名:

電話番号:

担当者:

和歌山県移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 (移 住 前)	
勤 務 先 所 在 地 (移 住 後)	
勤 務 先 部 署 の 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び橋本市の求めに応じて、和歌山県及び橋本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2の次に次の2様式を加える。

年 月 日

(あて先) 橋本市長

氏名：

住所：

和歌山県移住支援事業に係る就業時間の証明書

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	□月間 □週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	□月間 □週間 時間	
	平日	時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	土曜	時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	日祝	時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	□月間 □週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	□月間 □週間 時間	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月	年 月	年 月
	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

様式 2 号の 4(第 5 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

所在地:

事業者名: 印

代表者名:

電話番号:

担当者:

和歌山県移住支援事業に係る就業証明書（関係人口）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名			
勤 務 者 住 所			
勤 務 先 所 在 地			
勤 務 先 電 話 番 号			
就 業 年 月 日			
地域担い手確保に関する要件	☐ 林業への就業	☐ 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が 3 親等以内の親族に該当しない	
	☐ 市の就職情報サイト掲載法人への就業	応募受付年月日	
		☐ 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が 3 親等以内の親族に該当しない ☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいての就業である	
	☐ タクシー及びバス事業者に運転手として就業	☐ 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が 3 親等以内の親族に該当しない ☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいての就業である	

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び橋本市の求めに応じて、和歌山県及び橋本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第5条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移住した者について適用し、施行日前に移住した者については、なお従前の例による。